

平成24年度
教育に関する事務の管理及び執行状況の
評価の結果に関する報告書

(平成23年度分対象)

東海村教育委員会

報告書の作成にあたって

東海村第5次総合計画*の基本理念「村民の叡智*が生きるまちづくり ～今と未来を生きる全ての命あるもののために～」の実現に向け、東海村教育振興基本計画（とうかい教育プラン2020）*では、教育の理念を「子どもたちと大人たちが共にはぐくみ合い、共に育ち成長する教育立村を目指して」として“全国に誇れる教育のまち”づくりに力を入れることとして定め、教育活動を推進してきました。

教育委員会*制度の今日的状況については、平成18年の教育基本法の改正を受け、地方分権の理念のもと、教育委員会の責任体制の明確化、体制の充実・強化を図る趣旨から「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正がなされ、教育長に委任することができない事務の法定化、教育委員への保護者の選任の義務化等が行われました。

こうした状況の中、各地方公共団体における教育行政については、合議制の執行機関である教育委員会と、その構成員である教育委員が、自らの責任を十分に果たし、住民の期待に応えつつ、公正かつ適正に行われることが必要になっています。

この度の「教育に関する事務の管理及び執行の点検及び評価」は、教育委員会の責任体制の明確化に向け、平成19年度の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正によって新たに導入されたものであり、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、第三者の知見を活用した点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することにより、村民への説明責任を果たすものです。

東海村教育委員会は、下記により教育行政全般にわたり点検評価を実施しました。

1 対象とする事業年度

平成23年度の事業を対象とします。

2 対象とする項目

教育委員会の活動状況、及び東海村教育振興基本計画（とうかい教育プラン2020）の5つの政策・21の施策・70の施策目標・177の行動計画に係る全ての事業が対象となります。

3 点検・評価の方法

教育委員会の活動状況及び177の行動計画に係る全ての事業について点検を行い、課題と改善策を抽出し、東海村教育委員会事務点検評価委員に事業概要を説明し、その内容について意見を聴取しました。しかし、点検・評価の根幹となる自己評価（活動状況及び事業の結果を自らがどう評価するか）が不十分であったため、改めて21の施策を単位として自己評価を行い、報告書にまとめました。

※東海村教育委員会事務点検評価委員

〔 常磐大学 コミュニティ振興学部 横須賀 徹 教授
茨城キリスト教大学 文学部 池内 耕作 准教授 〕

4 報告書の作成の経緯

年月日	内容
平成19年7月	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正。
平成20年度～	「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」の実施の義務化。東海村教育委員会では、東海村第4次総合計画実施計画に伴う事務事業評価*により、教育行政の評価を実施。
平成23年7月	茨城県教育庁義務教育課より、地方行政の組織及び運営に関する法律第27条に基づき、教育行政の点検評価を実施するよう指導がある。
平成23年11月25日	「東海村教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価の実施に関する規則（案）」を11月定例教育委員会に議案として上程し、承認を受ける。
平成24年4月1日	「東海村教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価の実施に関する規則」を施行。
平成24年5月～10月	「東海村教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価」の実施に向け、教育委員会の活動状況及び各課における施策の実施状況を確認し、「課題」及び「今後の取組の方向性・改善策」を抽出する。
平成24年11月9日	東海村教育委員会事務点検評価委員に対する概要説明会を開催。各課室から事業内容、実績等について説明し、委員からの質問に応じる。 （会場：東海村役場議会棟202委員会室、開催時間：9:00～18:30）
平成24年12月6日	概要説明会の内容を踏まえ、点検評価委員が「意見書」を教育委員会に提出。
平成24年12月13日	臨時教育委員会において教育委員に報告。
平成24年12月17日	政策会議にて報告。
平成25年1月	各課室において、自己評価を再度実施する。
平成25年2月26日	定例教育委員会において教育委員に報告。「東海村教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価」に関する報告書について了承を得る。
平成25年3月（予定）	報告書を議会に報告するとともに、東海村公式ホームページにおいて村民への公開を行う。点検評価委員の意見の精査、及び報告書の内容を踏まえ、教育委員会にて協議を行い、次年度の方針を決定する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第三項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

教育委員会の活動状況

1 教育委員の状況

教育委員会は、学校教育、社会教育、文化、スポーツ等の地方公共団体における教育に関する事務を所掌し、独立した合議制の執行機関として設置されていますが、教育委員の任命や予算の編成・執行は村長の権限にあり、村長部局と役割を分担しながら、ひとつの地方公共団体として調和のある運営が求められています。

東海村教育委員会は、5人の教育委員によって組織されています。委員は人格が高潔で、教育、学術及び文化等に関し識見を有する者のうちから、村長が議会の同意を得て任命するものであり、「地方教育行政の組織および運営に関する法律」の改正を踏まえ、保護者も委員として選任しています。委員長は、委員のうちから選挙により選出され、教育委員会の会議を主催するとともに、教育委員会の代表となります。教育長は、委員長を除く委員のうちから教育委員会が任命し、その指揮監督を受けて、教育長に委任された事務及び教育長の権限に属する事務の執行に当たっています。

【東海村教育委員（平成23年度）】

	氏名	任期	委員就任年月日	備考
委員長	塙 厚	平成20年10月6日～ 平成24年10月5日	平成20年10月6日	元学校長
委員 (委員長職務代理者)	原 淑行	平成20年10月6日～ 平成24年10月5日	平成16年10月6日	僧侶 (村松山虚空蔵堂)
委員	小泉裕理子	平成22年12月22日～ 平成26年12月21日	平成22年12月22日	主婦 (保護者代表)
委員	根本 仁子	平成23年12月15日～ 平成25年12月19日	平成23年12月15日	元学校長
委員 (教育長)	川崎 松男	平成24年1月1日～ 平成27年12月31日	平成24年1月1日	元学校長
委員 (委員長)	越塚ゆかり	平成21年12月20日～ 平成23年12月14日	平成13年12月20日	主婦 (保護者代表)
委員 (教育長)	高橋 健彦	平成19年12月15日～ 平成23年12月14日	平成14年4月1日	元学校長

2 会議の開催状況

合議制の執行機関である教育委員会の会議においては、教育行政に置ける重要事項や基本方針、「東海村教育委員会に対する事務委任規則」各号に掲げる事務、特に協議を要する事項等について審議を行います。具体的な事務については教育長に委任し、執行しています。

教育委員会の会議には、定例会と臨時会があり、定例会は原則として毎月25日、臨時会は必要に応じて招集し、開催しています。

平成23年度の会議は、定例会12回、臨時会4回を開催し、議案32件、報告15件、協議1件、選挙4件の計52件の審議を行いました。

3 活動状況に関する評価

(1) 会議の運営について

- 平成23年度は、東日本大震災の影響により定例会の会議運営も難しい状況にあったが、原則毎月25日開催を堅持することができました。
- 東日本大震災により被災した照沼小学校、東海中学校の建て替えに向けた計画の報告を受け、慎重に審議を重ねました。また、被災した幼稚園舎の対応について、計画案に基づいて審議を行い、緊急の対応策、長期の改修計画について見通しを持つことができました。
- 東日本大震災により被災した学校教育施設の改修・改築への議論が優先になり、社会教育施設及び生涯学習の分野での十分な議論ができませんでした。
- 東海村教育振興基本計画（とうかい教育プラン2020）の初年度であったが、震災の影響により、計画の実施について十分な意思統一・議論ができませんでした。

(2) 会議以外の活動について

- 例年通り幼稚園・小学校・中学校への教育施設訪問を実施し、教員の指導の現状を視察しました。また、施設の管理職職員（校長・教頭）と意見交換を行い、年度目標・方針を把握することができました。
- 被災した施設を視察し、改築の必要性を共有することができました。
- 先進地視察として群馬県太田市「ぐんま国際アカデミー」を訪問し、イマージョン教育*を中心とした学校づくりの視察、小中高一貫教育についての意見交換を行いました。
- 委員として、教職員辞令交付式、成人の集い等に参加したほか、委員それぞれの特性

を活かし、様々な本村教育活動へ積極的に出席しました。

(3) 今後の取組の方向性について

- 教育委員会会議録や会議日程の公表等、情報の積極的な開示を行い、教育行政への協力と理解を得られるよう、説明責任を果たしていきます。
- 各学校への人材配置、確保については、教育現場からの配置要望等を反映できるよう、情報交換・協議を密にします。
- 教育現場の視察活動、ボランティア活動の場だけではなく、保護者や地域住民の意見を聞く場を設け、教育に対するニーズを反映した施策の提案、実施に取り組みます。
- 子どもたちの健やかな成長のため、学校・家庭・地域が連携・協力して教育力の向上を目指し、特色ある教育の実現に向けた取組を進めていきます。
- 被災した社会教育施設*の復旧と老朽化している施設の更新や耐震化*を進めていきます。
- 制度のあり方に議論が集まる中、教育委員会の目的や任務・役割を明確にし、各委員がより充実した活動を行えるよう、改善を図っていきます。

4 平成23年度活動実績

月日	内 容
4月1日	平成23年度初め教職員等辞令交付式
4月7日	平成23年度小学校入学式出席
4月8日	平成23年度中学校入学式出席
4月18日	平成23年度幼稚園入園式出席
4月26日	定例教育委員会
5月18日	関東甲信越静教育委員会連合会総会及び研修会（埼玉県川口市）
5月25日	定例教育委員会
5月31日	茨城県教育委員会連合会総会（鉾田市）
6月2日	第1回教科書選定協議会（那珂市）
6月8日	東海村議会第2回定例会傍聴（～12日）
6月24日	定例教育委員会
7月11日	小・中学校訪問（村内全小・中学校）
7月12日	第2回教科書選定協議会（那珂市）
7月15日	臨時教育委員会
7月26日	定例教育委員会
8月2日	茨城県町村教育長研修会（古河市）
8月25日	定例教育委員会

月日	内 容
9月8日	東海村議会第3回定例会傍聴（～12日）
9月10日	中学校体育祭出席
9月17日	小学校運動会出席（照沼小学校は9月24日）
9月26日	定例教育委員会
9月26日	茨城県市町村教育長会（水戸市）
10月1日	幼稚園運動会出席（須和間幼稚園は10月8日）
10月11日	茨城県町村教育長会研修会（大洗町）
10月20日	定例教育委員会
11月10日	先進地視察研修（群馬県太田市・ぐんま国際アカデミー）
11月25日	定例教育委員会
12月13日	臨時教育委員会
12月22日	定例教育委員会
12月28日	白方小学校長辞令交付式（教育長室・埴委員長（教育長代理））
1月4日	臨時教育委員会、教育長辞令交付式（教育長室・埴委員長）
1月5日	東海村賀詞交歓会（JA 東海会館）
1月7日	成人の集い出席（東海文化センター）
1月25日	定例教育委員会
1月26日	東海村教育懇話会（JA 東海会館）
1月28日	青少年育成村民会議研修会
1月28日	人権教育研修会（中央公民館）
2月2日	立志式出席（東海文化センター）
2月7日	臨時管内教育長会議（水戸市）
2月17日	東海村教育振興大会（東海文化センター）
2月24日	定例教育委員会
3月8日	東海村議会第1回定例会傍聴（～12日）
3月10日	平成23年度中学校卒業式出席
3月15日	臨時教育委員会
3月19日	平成23年度幼稚園卒園式出席
3月22日	平成23年度小学校卒業式出席
3月26日	定例教育委員会
3月30日	平成23年度末県教職員等辞令交付式

教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び自己評価

※今回の点検及び自己評価は、「東海村教育振興基本計画～とうかい教育プラン2020」の体系に沿って、平成23年度の主な実施事業を対象として、自己評価を行いました。

※文章中の【学】は学校教育課，【社】は社会教育課，【図】は図書館，【指】は指導室の略です。

政策1 教育立村を実現する質の高い教育行政を推進します

1 教育委員会の体制充実に努めます

- ① 教職員研修の充実【指】… 教職員研修事業・教育研究会活動費補助事業・教員派遣研修事業・幼稚園教育研究会運営事業
- ② 教職員の健康管理【学】
- ③ 小中学校の学区制【学】
- ④ 幼小中高教育のつながり【学・指】… 少人数学級運営事業
- ⑤ 学校教育の振興【学】… 小学校（中学校・幼稚園）教育振興事業
- ⑥ 教育の向上と教育に関する功労・善行表彰【学】… 教育振興大会開催事業
- ⑦ 教育委員会の基盤強化【学・指】… 教育委員会運営事業・事務局運営事業・指導室運営事業・少人数学級運営事業

自己評価	<p>校長会・教頭会・園長会・主任会等における協議，学校（園）訪問による助言指導により，教職員の資質の向上及び教育力の向上を目指してきました。各学校（園）が主体的に研修に取り組むようになり，教育研究会*や教育委員会が開催する教職員向けの研修に多数の教職員が参加し，資質向上に活かしています。【指】</p> <p>現在の小・中学校の学区を広く周知するため，小・中学校学区マップを作成し，幼稚園，学校，保育所等に配布しました。また，現在の学区についても，指定校変更制度*により弾力的に対応することができました。</p> <p>児童一人ひとりへのきめ細かな学習・生活指導や小1プロブレム*の解消を図るため，村独自の少人数学級編制（30人学級）を白方小・中丸小・舟石川小で実施しました。【学】</p>
課題と今後の方向性	<p>個人の研修成果が個人だけのものにとどまってしまい，教職員が共有したり校内研修に活かしたりするなどの広がりが見られないため，今後は校（園）内や村内に広める工夫が必要だと考えます。東海村内の若手教員研修を実施し，教師としての資質向上，授業力向上，教育課題に対応できる力の育成等を進めるとともに，各学校（園）におけるOJT機能*を生かした研修体制作りを努めます。また，小学校と中学校の連携等については，来年度から学校運営推進委員会*の中に小中連携部会を立ち上げ，子どもを伸ばす視点に立って連携の在り方を探っていきます。【指】</p> <p>現在の小・中学校の学区をより明確にするため，常磐線や基幹道路等を境界とした編制の見直しが課題となっていますが，当面は指定校変更制度による柔軟な対応を継続しながら，単位自治会との整合性を見据える等，慎重に検討を行います。【学】</p>

2 教育の機会均等を図るため，村独自の取り組みを進めます

- ① 保護者の経済的負担軽減【学】
 - … 就園奨励費補助事業・私立幼稚園3歳児保育料助成事業・私立幼稚園運営費補助事業・就学奨励事業・東海村奨学金運営事業・ヘルメット購入費助成事業・大会参加助成事業
- ② 特別な支援が必要な幼児・児童生徒への教育体制【学・指】
 - … 就学奨励事業・心の居場所づくり推進事業・幼稚園運営管理事業・生活指導員設置事業・就学指導委員会運営事業・発達支援センター運営事業

自己評価	<p>子どもたちが安心して学習できるように，支援の充実や家庭の経済的負担を軽減する取り組みとして，「就園・就学奨励費補助*」，「私立幼稚園運営費補助」，「奨学金運営*」等の事業を継続して実施しました。</p> <p>また，スポーツ活動や文化活動の振興を図るため，大会派遣に要する費用の一部を補助する「小・中学生各種大会派遣費補助*」も継続して実施することにより，保護者の経済的負担を軽減することができました。【学】</p> <p>特別な支援が必要な幼児・児童生徒に対して，発達支援センター*が巡回相談等を実施し，早期の発見や支援，保護者の立場に立った相談対応に努めました。また，幼稚園では介助員*を，小・中学校では生活指導員*を活用し，学習・生活支援を行いました。発達支援センターや教育研究会の特別支援教育研究部が連携し，個別の支援計画を作成し，子どもたちの成長に役立てています。【指】</p>
課題と今後の方向性	<p>最近の社会情勢を反映して，経済的に困窮する世帯が増加傾向にあり，就園・就学奨励費補助金の増大が懸念されます。今後は，適切な制度の確立とともに事業の継続を図っていきます。</p> <p>また，小・中学生各種大会派遣費補助に関しては，必要な予算の事前把握が難しいため，今後は各校との連携を密にし，安定した事業の運営を図っていきます。【学】</p> <p>特別な支援が必要な子どもを持つ保護者を対象に，児童相談所と連携してペアレントトレーニング（子どもへのかかわり方について実体験を通して学ぶプログラム：8回シリーズ）や研修等を実施する予定です。また，個別の支援計画を作成する際，保護者と面談等を行いながら実施する必要がありますが，一部の学校（園）では体制が整っていないため，改善を図れるよう継続して指導していきます。【指】</p>

政策2 「生きる力」をはぐくむ学校教育を実践します

1 確かな学力を育成します

- ① 学ぶ意欲の向上【指】
- ② 基礎・基本の定着【指】… 少人数学級運営事業
- ③ 言語活動の充実【指】… 学校図書館指導員設置事業
- ④ スタディ・サポーターを活かした学習【指】… スタディ・サポーター設置事業
- ⑤ 問題解決的・体験的な活動を通じた学習【指】

自己評価	<p>夏休みにエンジョイ・サマースクール※（小学生を対象とした130講座）を実施し、子どもたちの学ぶ意欲を伸ばすことができました。また、村独自に学びの確認テスト（国語、算数又は数学）を実施して基礎学力の向上を目指しています。</p> <p>指導室による学校訪問を実施し、学級集団づくりについて指導するとともに、授業中において言語活動が充実できるよう働きかけています。</p> <p>スタディ・サポーター※や教科特別指導員※によるティーム・ティーチング授業※により、児童・生徒に対するきめ細かな個別支援を行い、学習意欲の向上に努めました。また、学校図書館指導員※を小・中学校に各1名配置し、読書活動の充実を図りました。【指】</p>
課題と今後の方向性	<p>学力診断のためのテストや全国学力・学習状況調査※の結果を分析し、授業の改善をより一層図る必要があると感じます。また、教師主導型の授業から脱却し、児童生徒による学び合いを更に推進する必要があります。学校図書館指導員やスタディ・サポーターの活用の仕方についても、子どもが主体となって学習が進められるよう工夫を加えていきます。</p> <p>幼稚園・小中学校が連携した交流活動（オープン・サマースクール※等）を取り入れることで、キャリア教育※の視点を生かした体験学習活動を充実していきます。【指】</p>

2 地域の特徴や豊かな自然を活かした教育を進めます

- ① 特色ある教育活動【指】… マ이스クール推進事業
- ② 社会人講師を活かした学習【指】… 社会人講師活用事業

自己評価	<p>マイスクール推進事業※の実施により、創造的で活力ある学校づくりに役立てることができました。また、各学校の取り組みを地域に発信することにより、学校の教育活動を理解してもらうことにも繋がっています。社会人講師や学生ボランティア等のゲストティーチャーを有効に活用し、より専門的な視点から授業を援助してもらったり、子どもたちと大人とのかかわりを深めたりすることができています。【指】</p>
課題と今後の方向性	<p>各学校の特色をさらに生かせるよう、改善を各校に働きかけていきます。ゲストティーチャーを活用した授業を年間指導計画へ位置づけること、講師の特性を生かす授業を展開することが今後の課題であると考えています。【指】</p>

3 社会の変化に対応した新しい時代にふさわしい教育を進めます

- ① 国際理解と科学技術の発展に対応した教育【指】
 - … 外国語指導講師（NLT）運営事業・小学校（中学校）コンピュータ機器運用整備事業・教科特別指導員設置事業

自己評価	<p>NLT（外国人指導講師）※を全ての小・中学校に配置し、NLT とのかかわりを深めながら、国際理解と国際感覚を備えた子どもたちの育成に役立っています。また、文部科学大臣から「教育課程特例校」の指定を受け、小学校第1学年から外国語活動を実施し、国際理解教育の推進と英会話力の向上を目指しています。各学校において、外国語活動の授業公開、授業後には NLT・授業者による研究協議を実施し、授業力の向上と NLT の効果的な活用について研修を行っています。また、小学校の NLT を対象に、毎月連絡協議会を実施し、指導内容の充実を図ってきました。</p> <p>また今年度から、教科特別指導員に ICT 担当を加え、授業におけるパソコンの活用を推進しました。【指】</p>
課題と今後の方向性	<p>NLT 連絡協議会に中学校の NLT にも参加を要請し、小中連携を視野においた研修会を実施する必要があります。また、授業公開後の研究協議についても、協議内容の充実のため、話し合いの視点を明確にしていきます。小中連携を進めるため、指導内容の改善充実を図っていきます。</p> <p>また、教科特別指導員（ICT 担当）と連携して各小・中学校ホームページの充実改善を図る等、ICT 教育を推進しやすい環境づくりを進めていきます。【指】</p>

4 豊かな心と人間性を養う教育を進めます

- ① 感性や創造性の養成【指】… 教科特別指導員設置事業
- ② 体験学習とキャリア教育【指】… 立志式開催事業
- ③ カウンセリングや生徒の指導【指】… スクールカウンセラー設置事業
- ④ 道徳教育【指】
- ⑤ いじめ・不登校への対応【指】… 心の居場所づくり推進事業

自己評価	<p>理科（サイエンス）、図工・美術、音楽の教科特別指導員を有効に活用して、児童の感性や創造性を育成しています。</p> <p>道徳教育の推進を図るため、文部科学省指導資料「心のノート」のウェブページ版を活用し、教室環境に掲示物を活用し、道徳に関する実践研究資料を各学校の実践に役立てています。</p> <p>小学校における職場見学や中学校における職場体験学習（2学年）を実施し、体験に基づいたキャリア教育の実現を図っています。また、立志式の開催により、中学2年生が自分の生き方を見つめられるよう取り組んでいます。</p> <p>児童生徒及び保護者の相談体制を充実し、発達障害や対人関係が苦手な児童・生徒の対応、不登校児童・生徒の対策に役立ててきました。スクールカウンセラー*の相談件数は延べ 1,400 回を超え、保護者の子育ての悩みの解消には大きな効果が見られます。また、心の居場所づくり相談員*を定期的に各学校に派遣し、学校と連携した学校復帰プログラムを実践しています。通所している児童生徒の学校への部分登校回数が増加する等、効果が現れています。【指】</p>
課題と今後の方向性	<p>不登校児童生徒を減少させるためにも、小中連携を推進する必要があります。学校運営推進協議会に小中連携部会を設置し、中学校区ごとに統一できるよう検討・実施していきます。また、特に中学校の不登校生徒の減少を目指し、心の居場所づくり推進相談員の学校派遣や保護者との定期的な面接相談を実施し、教育支援センターの運営の充実と学校との更なる連携強化を図ります。加えて、不登校対策連絡協議会や生徒指導主事研修会の内容を全職員に周知しながら、減少に努めていきます。【指】</p>

5 幼児期の教育の充実を図ります

- ① 幼児期にふさわしい教育【学・指】
… 幼稚園教育研究会運営事業・幼稚園運営事業・幼稚園教育振興事業・預かり保育事業
- ② 幼稚園と保育所の一体化【学・指】

自己評価	<p>計画訪問及び要請訪問*、園長会・主任会等において、幼稚園の課題に即した助言指導を行ってきました。研究指定園*を中心に、幼児一人ひとりが安定した幼稚園生活を送るための保育環境の改善や、地域性を活かした保育の推進に向けた指導を行い、幼稚園教諭の質の向上を図りました。</p> <p>幼稚園教育時間終了後の預かり保育*については、平成 23 年度は震災の影響により 8 月まで実施できませんでした。9 月から再開し、延べ 360 日間で 3,066 名の利用がありました。また、保育サポーターを活用し、保護者が安心して利用できる、幼児の安全に配慮した保育を推進しました。</p> <p>幼保一体化*については、社会福祉課と連携し、一体型施設における基本理念やカリキュラムの検討を行いました。【指】</p>
課題と今後の方向性	<p>次年度は、研究指定園の発表に小学校・保育所の関係者を招き、幼稚園教育の理解・促進を図る機会とします。また、就学に向けた幼小連携を図るため、小学校との交流会や担当者同士の打合せを実施し、幼稚園や保育所の園児が小学校生活を体験できる機会を増やします。</p> <p>預かり保育については、利用目的や緊急時の連絡先等を確認した上で活用できるように保護者に呼びかけ、園と保護者の双方が安心して利用できる事業とします。</p> <p>幼保一体化については、就学前の幼児の保育・教育を新しい東海村の幼児教育という視点で捉え、幼児期に育てたい力を育むための幼児教育の在り方を検討し、計画を進めていきます。【指】</p>

6 子どもたちがたくましく生きるための健康や体力づくりを進めます

- ① 体力を高める教育【指】
- ② 学校保健【学】… 就園就学事業・健康診断事業・学校保健衛生事業
- ③ 学校給食の提供【学】… 米飯給食費補助事業・学校給食事業・
小学校（中学校）給食運営管理事業
- ④ 学校における食育【学】
- ⑤ 家庭や地域における食育【学】

自己評価	<p>遊びの中での体力向上を図るため、幼稚園では「外遊び」を奨励しました。小学校においては、業間や昼休みの延長による運動時間の確保を指導し、児童の体力向上を図ることができました。中学校では、部活動等での運動時間の確保を指示し、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査※」における5段階評価でA+Bの割合が55%を達成することができました。（全小・中学校）【指】</p> <p>就園・就学予定児を対象とした「就園・就学時健康診断」の実施や小中学校における定期健診等、園児・児童生徒の健康管理を適切に行うことができました。</p> <p>食材衛生検査や調理機器の整備・点検等の衛生管理の徹底により、食中毒の発生もなく、安全で安心できる学校給食を提供できました。また、学校給食への地場産物の活用を積極的に進めることにより、望ましい食生活や食料の生産等に対する子どもの関心と理解を深めることができました。【学】</p>
課題と今後の方向性	<p>幼稚園では外遊びの奨励に加え、保育所で実施されている室内におけるリズム遊びを取り入れ、室内外で全身を使った運動遊びが楽しめるようにします。</p> <p>運動が苦手な児童を対象とした夏休みのエンジョイ・サマースクールの講座について、東海村文化スポーツ振興財団と協力して対象人数を増やす等、学童期からの体力向上を更に図っていきます。【指】</p>

政策3 学校・家庭・地域が相互に連携協力し、社会全体で教育の向上に努めます

1 青少年健全育成のための体制充実を図ります

- ① 青少年の健全な育成計画【社】
… 青少年問題協議会運営事業・青少年センター運営協議会運営事業・
青少年団体行事カレンダー発行事業
- ② 相談体制の維持【社】… 青少年相談員運営事業・青少年カウンセラー設置事業
- ③ 青少年の非行化防止【社】… 夏期特別巡回指導事業

自己評価	<p>学校・家庭・地域が一体となって総合的な青少年健全育成を図るため、平成23年度から平成27年度までの5年計画である「東海村青少年育成プラン」を策定し、その推進を図ってきました。</p> <p>電話相談員による電話相談や、青少年カウンセラー※による面接相談を実施して、青少年の心の悩みや相談に応じて精神的安定を図りました。</p> <p>青少年相談員による巡回、朝のあいさつ運動等を通して、青少年の非行防止に努めました。【社】</p>
課題と今後の方向性	<p>パソコンや携帯電話の急激な普及による情報化の進展は、生活に豊かさをもたらしている一方、青少年の育成に有害な情報も多く、非行や犯罪につながる危険性も含まれています。青少年が夢や希望を抱き、たくましく生きる力を育むために、様々な機会や体験を通して豊かな想像力と知性あふれる人間として成長する青少年の育成を目指します。</p> <p>夏期特別巡回は18団体、役場5課の職員が参加して行っています。地道な活動ではありますが、不断の見守りの姿を示すためにも重要な事業であり、今後も継続していきます。【社】</p>

2 家庭の教育力の向上を支援します

- ① 家庭における教育力の向上【社】
… 親子ふれあい劇場開催事業・青少年宣言推進事業・家庭教育促進事業
- ② 家庭教育に関する情報の提供【社】

自己評価	<p>各幼稚園において、3回から4回の家庭教育学級*と親子ふれあい劇場の開催により、家庭教育*についての学習情報や学習機会の提供を行いました。</p> <p>青少年宣言*推進大会、わくわく宿泊体験学習、夏休み及び冬休みのノーテレビ*チャレンジシート配布・回収等により、青少年宣言を具体的に推進しました。</p> <p>情報誌「てんこもりッ！」を年3回発行し、子どもたちの体験活動の機会や家庭教育の支援に関する情報を提供しました。【社】</p>
課題と今後の方向性	<p>家庭は、青少年の成長において最も重要な位置を占めており、さまざまな青少年問題は、大人社会の反映であるとの認識に立ち、親や大人自身が自らを省み、姿勢を正すことが家庭や地域社会における教育力の向上に繋がります。「親が変われば子どもも変わる」運動を育成運動の根幹に据え、各種活動を推進していきます。</p> <p>幼稚園における家庭教育学級と付随する親業講演会については継続して実施し、基本的な生活態度や生活習慣の重要性を呼びかけていきます。【社】</p>

3 地域の教育力の向上を図ります

- ① 地域に開かれた学校づくり【学・指】
- ② 地域における教育力の向上【社】
… 青少年育成村民会議補助事業・小中学校（幼稚園）PTA 連絡協議会補助事業
- ③ 指導者育成と確保【社】
- ④ 小・中・高校生のリーダーの育成【社】
… やったん祭補助事業・子供会育成連合会補助事業・青年会補助事業・高校生会補助事業・青少年健全育成活動者等研修助成事業

自己評価	<p>各学校において、地域の人材を学校教育に生かすため、社会人講師活用事業を実施しています。また、学校公開を実施し、地域の方々に学校の様子を見てもらう機会を設定しています。【指】</p> <p>地域社会が青少年の健全育成に積極的に取り組むことができるよう、青少年育成東海村民会議*の本部及び支部活動を支援し、地域の教育力向上を図りました。</p> <p>青少年及び青少年育成団体による「やったん祭」を通じ、地域住民や保護者から指導者の育成と確保に努めました。また、各種補助事業により、子どもたちの様々な学習や地域社会での体験活動を支援することができました。【社】</p>
課題と今後の方向性	<p>青少年を健全に育成するためには、青少年に身近な地域での活動が効果的であることから、健全育成への理解を深め、地域で青少年を育てる意識の醸成を図っていきます。</p> <p>課題は本部・各支部事業が毎年の定例行事となり、いわゆる「定型的」となっていることです。村民会議は発足から30年以上の時間を経過し、紆余曲折を経て現在の形になった歴史がありますが、今後は、従来の事業を見直し・充実をさせ、地域社会が青少年に関心を持ち、積極的に向き合う姿勢を育んでいきます。【社】</p>

4 子どもたちの安全を確保します

- ① 通園・通学路の安全確保【学】
- ② 防災意識の向上と防犯・安全対策【学・指】… 小学校（中学校）運営管理事業
- ③ 学校の防犯・防災機材の整備【学】… 小学校（中学校、幼稚園）運営管理事業

自己評価	<p>学校では、通学路の点検を実施する等、通学路の安全の確保に努めました。学校（幼稚園）への防犯カメラ設置、幼稚園への警備員配置、小学校安全パトロールの実施等、適切な防犯・防災対策を図ることができました。【学】</p> <p>学校における防災体制の確立と安全な避難措置を実現できるよう、火災・地震・不審者対策・原子力災害を想定した避難訓練を年3回、全校で実施しています。また、災害発生時の保護者への引き渡し訓練を実施する学校もあり、学校と保護者が協働した防災活動の必要性について、意識を高めることができました。3.11 東日本大震災を経験し、学校防災マニュアルで想定していなかった課題が浮き彫りになりました。このため学校（幼稚園）に対し、早急なマニュアルの見直し等を指示し、改訂作業に取り組みました。また、学校の実態に応じて、引き渡し訓練を実施するように各学校に働きかけました。【指】</p>
課題と今後の方向性	<p>通学路の整備は、危険度の高い箇所を学校と連携して再点検を行い、優先順位を付けて、早急に対策を進める必要があります。子どもたちの安全を確保するためには、学校と家庭、地域が一体となって防犯・安全対策に取り組むことが重要であるため、情報を共有する等、連携をより一層強化する必要があります。【学】</p> <p>自宅が低地にある場合、自宅に帰宅した後でも大規模地震後の津波を想定する必要があります。学校外で一人で行動している際でも、災害に対応できる意識を高められるように、児童生徒への指導を充実させていきます。【指】</p>

5 郷土理解の促進を図ります

- ① 郷土理解と愛郷心の醸成【社】… ふるさと再発見事業
- ② 郷土資料の確保【指】… のびゆく東海発行事業・郷土東海発行事業
- ③ 新成人による成人式の企画・運営【社】… 成人式開催事業

自己評価	<p>郷土の昔話や伝説を題材とした民話紙芝居を制作するとともに、福祉施設や学校等で発表する機会を設け、ふるさと東海村について伝えることができました。</p> <p>成人式については、毎年成人者が実行委員会組織を立ち上げ、主体となって企画・運営を行い、記憶に残る「成人の集い」を実施することができました。また、自らが主催することにより、他の地域で見られるような荒れた成人式とはなっていません。【社】</p> <p>小学校用地域学習・社会科資料「のびゆく東海」では、「先人のかつやく」のページを作成し、郷土の偉人の活躍について学び、敬う心と憧れをもつ機会を作っています。更に、名誉村民及び村民栄誉賞の表彰者を紹介して、郷土のために自分も力を発揮しようとする意欲を高めています。中学校社会科資料集では、地域で発掘された遺跡の資料を掲載し、郷土の歴史を学ぶ意欲を高めています。【指】</p>
課題と今後の方向性	<p>自然や歴史、伝統、文化などを活かした活動を支援するとともに、中央公民館事業での各種講座等でふるさとについて学ぶ機会の提供を行います。</p> <p>「成人の集い」は成人者の自主企画運営ですが、出席者が減少傾向にあるため、更に魅力のある式典の開催について、実行委員会とともに検討していきます。【社】</p> <p>「のびゆく東海」、「郷土東海」は最新の資料に適宜刷新することが大切であるため、今後は改訂期間（3年ごと）についても検討していきます。【指】</p>

政策 4 心豊かな人をはぐくむ社会教育の推進を図ります

1 様々な学習とその成果を発表する機会の充実に努めます

- ① 学習情報の提供【社】
- ② 学習機会の提供【社】… 中央公民館講座開催事業

自己評価	<p>広く学習情報を提供するため、中央公民館講座案内パンフレットを作成し、公共施設等に設置するとともに、村公式ホームページへも掲載して住民に周知しました。</p> <p>学習の機会を求める住民と、自分の学習成果の活用を求める住民の双方をコーディネートする「生涯学習ボランティアバンク」を活用して、住民に学習機会の情報提供を行いました。【社】</p>
課題と今後の方向性	<p>中央公民館講座の受講者の年齢層が高齢化しているため、幅広い世代の住民が参加できるようニーズに沿った講座を企画するなど、受講者の新規開拓を進めていきます。</p> <p>生涯学習ボランティアバンクへの登録者数と利用者数を増やすため、公民館利用者等への登録及び利用の案内を行います。【社】</p>

2 文化芸術活動を支援し、その進行を図ります

- ① 住民の芸術文化活動の活性化【社】
… 少年少女合唱団運営事業・芸術鑑賞教室開催事業・文化講演会開催事業
- ② 文化芸術団体の育成【社】… 文化協会補助事業・文化祭開催事業

自己評価	<p>東海村少年少女合唱団は、結成 30 年を迎え「30 周年記念演奏会」を開催しました。</p> <p>文化協会や文化祭実行委員会などの文化芸術団体の育成を図るため、活動補助金による支援を行いました。</p> <p>住民が多様な文化事業に参加できるよう芸術鑑賞教室や文化講演会を開催してきました。</p> <p>文化祭は、東日本大震災により開催していた会場が被災し、開催自体が危ぶまれましたが、実行委員会のメンバーも揃い開催することができました。今年度も会場の設営と管理は行政が、企画と展示は実行委員会がそれぞれ分担して実施しました。【社】</p>
課題と今後の方向性	<p>東海村少年少女合唱団は、多くの音楽に親しむ機会を青少年に提供するなど、多くの成果をあげてきました。今後は、これまで同様に支援を継続していきますが、より多くの青少年が音楽に親しむ機会ができるよう、近隣市町の団体と情報を共有し、東海村の少年少女合唱団ならではの活動ができるよう、指導者や保護者と協議の場を持っています。</p> <p>文化協会は、趣味嗜好の多様化により会員数が減少する一方、会員の高齢化も進んでいます。文化協会運営の事務局を担う東海村文化・スポーツ振興財団及び文化協会役員の方々とともに本村の文化・芸術振興の担い手の発掘と育成を進めていきます。【社】</p>

3 文化財の保存と活用を図ります

- ① 文化財に関する情報の提供【社】
- ② 文化財の保存と有効活用【社】
… 自然調査事業・文化財保護審議会運営事業・文化財保護・啓発事業・
文化財保護事業費補助事業・文化保存・自然保護活動支援補助事業
- ③ 埋蔵文化財の保護と開発との調整【社】… 埋蔵文化財発掘調査事業
- ④ 文化財に親しむ機会の提供【社】

自己評価	<p>文化財への興味・関心を高め、保護意識の高揚を図るため、「東海村の文化財と自然」を発行し、本村の文化財の周知・啓発を行いました。</p> <p>また、3.11の東日本大震災による自然界の被害状況を東海村自然調査団が調査し、報告書にまとめるとともに、「東海村東日本大震災展」を開催し、多くの参観者を集め村内の被災状況について周知をすることができました。</p> <p>照沼小学校改築に伴った北側敷地拡張用地の埋蔵文化財調査のため、延べ1年6ヶ月をかけて発掘調査を行いました。また、この期間中に、照沼小学校の児童による発掘体験や地域住民への説明会を行い、多くの方々に本村の歴史と文化財保護の重要性を伝えることができました。</p> <p>文化保存・自然保護活動支援補助金を4団体に交付し、稀少動植物の保護調査や伝統文化継承の活動を支援しました。</p> <p>個人住宅の建築や、公共事業の実施等に伴う開発行為について調整を行うことで、無届けによる埋蔵文化財の破壊を防止し、事業者に対し文化財保護の意識付けを図りました。【社】</p>
課題と今後の方向性	<p>これまでの調査で発掘した埋蔵文化財や村内などの多くの方々から寄贈を受けた歴史資料、民具等の保管場所が確保できず、現在は公共施設において仮置きをしています。</p> <p>これら遺物や民具等の保管場所、展示や修復や管理の作業を行う場所の確保に向けて取り組んでいきます。</p> <p>すでに調査を終えた、貴重な資料を広く周知するため、村内の公共施設を使って「展示会の開催」を進めます。このほか、文化財の保護・啓発のため、学校教育と連携して児童生徒への、本村歴史の教育に協力していきます。</p> <p>日本原子力研究開発機構東海研究所内を中心に進めている、貴重植物の植生調査を東海村自然調査会と連携して、継続的に進め保護活動をしていきます。【社】</p>

4 読書活動の推進と啓発を図ります

- ① 図書館情報の提供【図】
- ② 図書館サービスの充実【図】
- ③ 本に親しむ環境づくり【図】
- ④ 社会全体での読書活動【図】… 読書団体推進団体活動費補助事業

自己評価	<p>村立図書館は、村民に開かれた図書館であるために、生涯学習機能等を備えた『出会いと交流の図書館』を目指し、平成23年10月にリニューアルオープンしました。</p> <p>平成23年度は6ヵ月の館運営ということもあり、実施したいことはたくさんあるものの、まずは新たな図書館の運営を軌道に乗せるということを優先させてきました。</p> <p>あらゆる機会を通じて、図書館の情報やサービスを提供していくことについては、広報紙や図書館ホームページ等を活用することによって、利便性の向上につながりましたが、更に充実させる必要があります。</p> <p>また図書館の開館時間の延長、館内における自動貸出機やインターネット閲覧席の増設、更に専門職員(司書)による読書相談、調べもの等の調査研究を支援する体制強化等、利用しやすい環境整備を図りました。</p> <p>リニューアルオープン初年度ということもあり、利用者数は例年の同月と比較すると増加しておりますが、図書館利用状況については引き続き今後の動向を見据えていきたいと思えます。【図】</p>
課題と今後の方向性	<p>図書館システムの切り替えにより図書館ホームページがフル稼動ではなく、「図書館だより」も一時休刊となっています。情報提供の面からもできるだけ早期に充実を図ります。</p> <p>全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるようにと策定された「東海村子ども読書活動推進計画*」を基に、更なる読書環境の充実に努めます。</p> <p>また、図書館に足を運ぶきっかけづくりとなる行事・事業については、定例のものとしては「おはなし会」のみのため、全ての年齢層をカバーできるような事業を企画・展開していくとともに、定例的な事業も開発かつ定着させていきます。</p> <p>近年、図書館ボランティアの人員が減少傾向です。広くボランティアを募集し、一緒に図書館活動を盛り上げていただけるよう支援し、共に学んで行きたいと思えます。併せて、社会全体としての読書活動という観点から、引き続き村内で活動する読書団体や個人の方への支援や育成に努めます。【図】</p>

5 スポーツ活動に関する機会の提供に努めます

- ① スポーツ活動に関する情報の提供【社】
- ② スポーツ活動に関する相談・連携体制の維持【社】
- ③ スポーツ活動の指導者の養成・確保【社】
- ④ 学校の運動部活動との連携・交流【社】… 地域スポーツ指導者学校派遣事業
- ⑤ スポーツ関係団体の自主的な運営への支援【社】
… 体育協会補助事業・スポーツ少年団補助事業・総合型地域スポーツクラブ補助事業

自己評価	<p>住民スポーツ活動への興味・関心を高め、スポーツ活動に参加する契機づくりとするため、スポーツ推進委員*とともに「マイスポーツ東海」を作成し発行しました。</p> <p>地域スポーツ活動と学校の運動部活動の連携・交流を図るため、地域スポーツ指導者を中学校の運動部活動へ派遣しました。</p> <p>村体育施設の指定管理者である「東海村文化・スポーツ振興財団」と総合型地域スポーツクラブ*「スマイルTOKAI」とともに、情報の発信、指導者の育成等について実施することができました。【社】</p>
課題と今後の方向性	<p>誰もが生涯にわたりスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現するためには、多世代、多様な技術・技能レベルに属し、多様な趣味・関心を有する人が参加できる地域スポーツクラブの育成が必要になっています。</p> <p>今後は、東海村のスポーツ活動の主体となるべき東海村総合型地域スポーツクラブ「スマイルTOKAI」の自主運営のための支援を引き続き行うとともに、法人化への推進のための支援を行います。【社】</p>

政策5 安全で安心して学べる施設の充実を図ります

1 学校施設の適切な運営管理に努めます

- ① 幼稚園・小中学校の運営【学】
… 小学校（中学校、幼稚園）運営管理事業、小学校（中学校、幼稚園）教育振興事業
- ② 幼稚園・小中学校の管理と修繕【学】
… 小学校（中学校、幼稚園）施設管理・施設整備事業

自己評価	<p>東日本大震災により教育施設も甚大な被害を受けましたが、子どもたちが安全で安心できる教育環境を維持するため、一部仮設ではありますが、学校設備や機能を早急に復旧させることができました。また、大震災の影響から施設の修繕等も数多く発生しましたが、適切に対応することができました。【学】</p>
課題と今後の方向性	<p>学校施設運営については、施設のランニングコスト*が増大していますが、適正な維持管理に努めていきます。</p> <p>東日本大震災により、特に甚大な被害を受けた照沼小学校校舎と東海中学校校舎の改築を最優先事項として、急遽施設整備計画を見直しました。これにより、事業の一部をやむを得ず繰り延べしましたが、今後は計画的な幼稚園、小・中学校の復旧を実施していきます。【学】</p>

2 学校施設の整備と改築を進めます

- ① 幼稚園・小中学校の耐震化と改築【学】… 照沼小学校建設事業・中丸小学校建設事業・東海中学校建設事業・幼稚園施設整備事業

自己評価	<p>東日本大震災により甚大な被害を受けた施設の復旧を最優先事項として、早急に施設整備計画の見直しを行いました。照沼小学校は着工時期が遅れましたが、当初の計画どおり平成24年度には完成します。また東海中学校は、仮設プレハブ校舎を早急に設置できたことで、校舎の解体工事に着手し、子どもたちが安全で安心して学べるよう学習環境を確保することができました。</p> <p>また、須和間幼稚園及び宿幼稚園は、仮設プレハブ園舎を設置した他、石神幼稚園はイベント等を石神小学校で、舟石川幼稚園は舟石川小学校で幼児教育を継続することができました。【学】</p>
課題と今後の方向性	<p>東日本大震災により復旧を最優先事項としたことから、実施予定であった事業の一部をやむを得ず繰り延べしました。また、仮設プレハブ校舎（園舎）での学校・幼稚園運営を余儀なくされ、不便をきたしている状況でもあることから、今後は見直しを行った施設整備計画に基づいて耐震補強工事・改築工事を実施するため、予算の確保と事業の円滑な推進に努めていきます。【学】</p>

3 社会教育施設の整備充実を図ります

- ① 社会教育施設の管理と改修【社】… スポーツ施設管理運営事業
- ② (仮称)生涯学習センターの建設計画【社】
- ③ 図書館の管理運営【図】
- ④ 図書館資料の充実【図】
- ⑤ 学校施設・設備の開放【社】… 学校開放促進事業
- ⑥ 久慈川河川敷運動場の整備【社】

自己評価	<p>東海文化センターは東日本大震災により被害を受け、耐震補強工事とその他維持に必要な改修工事を実施するための被害度区分判定及び耐震補強実施設計を行いました。</p> <p>老朽化している中央公民館対策として、新たな学習環境の場となる(仮称)東海村生涯学習センター*の建設計画を進めてきましたが、東日本大震災の影響により、村全体の計画を見直しすることとなり、これまで進めてきた計画を中止することとなりました。</p> <p>【社】</p> <p>村立図書館は、平成23年10月にリニューアルオープンしたことで、ハード面での整備は終了し、今後はソフト面での内容の充実を図っていきます。特に平成23年度では、雑誌のタイトル数を30誌ほど増やし、全体で155誌になっています。【図】</p>
課題と今後の方向性	<p>本村の文化施設のシンボルでもある「東海文化センター」は、東日本大震災により大きな被害を受けましたが、復旧とあわせ耐震化工事を優先して進めます。</p> <p>老朽化してきたテニスコートの管理棟の改修計画の策定と財源確保を進めます。【社】</p> <p>『出会いと交流の図書館』のコンセプトを念頭に置きながら、図書館協議会*の意見を踏まえつつ、利用者の視点に立った、分かりやすく、利用しやすい図書館運営を進めます。</p> <p>図書館資料につきましては、社会情勢や利用者ニーズに合わせて計画的に収集・整備・提供していきます。また、茨城県や東海村などの郷土資料となる行政刊行物、原子力関係資料に関する資料を積極的に収集します。【図】</p>

東海村教育委員会事務点検評価委員の意見

平成 24 年度 東海村教育行政に関する評価（平成 23 年度分対象）

常磐大学コミュニティ振興学部 横須賀 徹 教授

1. 教育委員会の活動状況

1) 委員の状況

東海村教育委員会は、5人の委員をもって組織しているが、法律に規定する「委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮する」に抵触する可能性がある。各委員（教育委員長、教育長を含む）は元の職業が同一であり、同一の大学及び同一学部の出身で、大学時代から元の職業、今日の東海村教育委員会委員としての活動まで、先輩・同窓・後輩などのほか、上司・同僚・部下の立場など、深いかかわりを持ったまま今日に至っているように推察される。

このことから、同法第4条第4項の法の意味する趣旨（独立した行政機関として公平に、多面的な検討を行い決定・執行する）と、著しくかけ離れた構成であると指摘する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第2章 教育委員会の設置及び組織

第1節 教育委員会の設置、委員及び会議

第4条第4項（任命）

地方公共団体の長は、第一項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうち保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。第47条の5第2項において同じ。）である者が含まれるようにしなければならない。

2) 会議の開催及び活動状況

平成23年3月11日の東日本大震災や、大津市における平成23年発生事象に対する平成24年春以降の公表・対応など、行政全般・教育行政の根幹にかかる事件等の出来事が発生した場合の対応について、当時できる限りの対応により村民の信頼を得たことは、担当職員各位の努力によるものと称賛される。しかし、3月11日以降における会議の開催及び活動実績から推察される委員会の活動は、定例的学事にかかわることは例年同様に活動されているが、第17条で規定する「教育委員会の指揮監督の下に、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる。」で意味する「指揮監督」が、東海村教育委員会の委員長以下の委員による会議で行われた形跡が残されておらず、法に規定する「委員会の基本的権限と職務」から考えると疑問が残る。

このことは、第26条で規定する「委任」の拡大解釈ではないだろうか。

特に、同条第2項第1号「教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。」は教育長に委任することができない、という規定の意味する事態が発生しているような状況が当時起きていたように想定される。

このことは、「1)委員の状況」で指摘したこととつながる背景があるように推察される。

教育委員会の行う行政は、学校における学事にかかわることではなく、教育行政全般を独立して行う機関であることから、行政行為のすべての責任を、教育委員長以下委員全てで構成される教育委員会では負わなければならない。

このような意思を、委員長以下の委員は持つとすれば、会議の開催や活動状況に反映されているものとする。しかし、活動状況に反映される内容の記載がないことは、村行政全体の活動に依存してその一部組織として活動したと推測される。独立した委員会の活動を放棄したこととなり、今後の教育委員会の問題点として、東海村教育委員会のみならず、全国的な課題としての事例となってしまったことは残念である。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第2章 教育委員会の設置及び組織

第二節 教育長及び事務局

（教育長の職務）

第17条 教育長は、教育委員会の指揮監督の下に、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる。

（事務の委任等）

第26条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

1 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

3) 活動状況の公開

教育委員会の会議については、会議の告知、会議録の公開（公開請求に基づく公開以前の公開・ホームページ等を含む書類公開）は、同法13条第6項「教育委員会の会議は、公開する。」から解釈すると、特別の事情又は条例で規定する個人情報等を除き、会議の告知及び内容の完全公開することが法規定されており、実行されていない。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第2章 教育委員会の設置及び組織

第1節 教育委員会の設置、委員及び会議

（会議）

第13条

6 教育委員会の会議は、公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、委員長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。

2. 「教育施策の実施状況」について

1) 「政策1 教育立村を実現する質の高い教育行政を実現します」について

「教育立村」とは、総合計画では「村民の叡智が生きるまちづくり～今と未来を生きるすべての命あるもののために～」が、基本構想の基本理念となっており、基本目標が1～3までである、前期基本計画の政策の「4. 生涯にわたって学習することができ、その成果を生かせるまち」のなかの一分野「政策の4-1 教育立村を実現する質の高い教育を推進します」となっている。

「立村」とは、村の基本性格を表す言葉と考えられることから、村の基本理念のような表現と思われる言葉と感じられる。その言葉が計画中の一番枝分かれした政策で使われ、「一とうかい教育プラン2020-1」では、政策1として「教育立村を実現する質の高い教育行政を推進します」と表現されていることに、違和感を持った。

2) 「幼小連携」「幼保一元化」、就学前教育のレベルの同一化

3歳児の扱いの全国的な動向として、早期の能力開発の方向に親の考えが向かっているときに、「幼稚園は・・・」「保育園は・・・」といった個別の考え方で進んでいては、市民のニーズに対応することは難しいように思える。

教育立村を掲げる中で、高齢者の生涯学習より幼少期の確実な学習環境の方が重要に思われる。

3) 学校給食における地産地消について

すべて自校方式での学校給食を実施している有利さを生かし、個々の栄養士の能力を十分に発揮できる各校の独自メニューでの給食に変え、地産地消をより地域内の見える食材に変えてはどうだろうか、地域との交流のなかでの学校給食を実現することは、自校方式での給食の持つ一番有利な展開となるように思われる。

全村統一メニューを進めるならば管理栄養士や栄養士を今の数もつ必要はなく、単村分の負担の意味合いは現行の全体統一メニュー方式では何のための負担なのかが問われる。

4) 地域に開かれた学校づくりについて

地域にひらかれた学校は地域の力を活かして創られることから、常時積極的に公開された学校運営をする必要がある。

地域の力が必要なときをお願いするだけでなく、常に地域と信頼関係が構築されていることが重要であり、そのための地域の人たちとの交流が常時保てるよう工夫すべきと考える。

5) 文化協会補助金について

補助金の配分・支出が村行政全体での統一的整理がなされていればそれでよいとしても、団体運営補助のように見える。団体運営補助は、村行政の一翼を担い、本来、村が行わなければならない事業を代行して行う団体に対して、団体活動を維持するための不足分を補うためのもので、ごく限られた補助金の形態と考える。

補助負担金等にかかる村内外の関係団体等との関係は、村としての意思の統一が基本であることから、村全体の補助金等検討委員会(外部評価)や、事業評価(外部評価)により、統一された形式を求めるべきと考える。

6) 図書館の管理運営について

原子力関係資料や環境問題に関する資料を積極的に収集するようになっており、東海村全体の原子力センター構想(仮称)の実現に向けた役割として非常に重要に思われる。

関連図書も必要だが、今回の3・11後の原子力施設における時系列的な取り組みや、JCO臨界事故の記録(当時のメモも含め関係者の手持ち資料等)など、今後の検証・研究のために必要な資料を、関係機関と関係者個人から収集し、後世の研究者のために確保しておくことは、「東海村」にある公営図書館としての責務ではないだろうか。

3. 総評

東海村教育委員会の全体評価としては、いくつかの問題点は指摘するも、それらは東海村固有の問題もあるが全国の教育行政にかかる問題もある。全国的なレベルから推察するとすれば、予算や人的配置においてはかなりの水準を維持し優位に立っていると推察される。そのような位置づけから果たすべき役割として「地域先導化」として、県内・国内に先駆ける教育行政を展開すべき立場と考える。

また、教育委員会としての独立機関であるとはいえ、東海村全体の行政推進のために欠かせない存在であり、文部科学省の指示による縦割りでの教育行政の意識より、「地域総合化」による村全体での地域づくりに取り組むべきであり、この「地域先導化」と「地域総合化」の方向が見えたときに、東海村教育行政が他の地域と比して際だった個性が発揮され「地域個性化」が完成する。

まちづくりの基本3原則である「地域先導化」「地域総合化」「地域個性化」が教育行政のなかで実現することが今後の課題と考える。

東海村教育行政評価委員の意見

平成24年度 東海村教育行政に関する評価（平成23年度分対象）

茨城キリスト教大学文学部 池内 耕作 准教授

教育行政における国と地方公共団体の役割を明記した改訂教育基本法の趣旨に照らし、一連の関連法令が市区町村教育行政に求める責務を端的に書けば次の5点となる。すなわち、①国や都道府県の基本計画を参酌しつつ独自の基本計画を策定すること、②基本計画を着実に実施すること、③事後に実施者評価（自己評価）を行なうこと、④第三者評価を得ること、そして以上の行為をすべて文書化した上で、⑤世に公表し多方面の意見を集約することである。次のサイクル（次の①）に向けて準備を進めてゆくことを⑥としても良い。本頁以降に示す記述はこのうち、④に相当する。以下、平成23年度中の施策について①～③まで（Plan - Do - See）の評価を記したい。

1. 計画(Plan)について

村は、全100頁に及ぶ教育振興基本計画『とうかい教育プラン2020』を策定し、これを広く公表している。一般行政に関わる『第5次総合計画基本構想（10年）』に準じ、2011（平成23）年度から2020（平成32）年度にわたる10年間の教育振興基本計画を示したものである。これを基に数々の施策に関わる行動計画が個別に定められており、総体として法の理念が丁寧に咀嚼されていること、不備のない計画体制が築かれていることが確認できる。

その理念を象徴する「教育立村」の語に織り込まれた強い決意と意志に、まず敬意を表したい。その上で、村全体の行政に占める教育の位置やプライオリティ*について、更なる理念的な精査と詳細化が必要であることを指摘しておきたい。

確かに教育行政は、「一般行政からの独立」を旨とする。他方で、行政全体に占める教育の位置を首長部局及び議会が現状どのように見積もるかは、村民にとって次の二つの意味で重要である。

第一に、行政が描く村の将来像にとって教育がどのような位置を占めるかである。現状において文言化されている「むらづくりは人づくり 人づくりは共育から」とのコミュニティ形成論は、もちろん最重要のものである。また「基本構想」の頁では、より詳細な形で理念の説明がなされている。しかし、「村」を「立」ててゆくための具体的な教育理念の提言、例えば将来の産業構造を見据えた人材創出構想（ストラテジー）と教育実践（タクティクス）との関連、文化や伝統を保持し発展させてゆく一般文教施策と教育施策との関連、少子高齢化社会における教育の立ち位置、あるいは原子力政策の今後をどのように受け止めどのように子供達に伝え

てゆくかといったことについて、より具体的かつ詳細に行政の理念を説明してゆくことが肝要と思われる。こうしたことは「諸条件の整備」の範疇を逸脱するとの反論もあるかも知れない。行政は、そうした方面であくまで中立であるべきとの主張もあろう。将来の経済・産業構造のために人を育てているのではないとの教育本質論もあるかも知れない。しかし村は既にずっと以前から、例えば原子力を「選択」している。国政をみても地方行政を見ても、「諸条件の整備」に「理念の明示」を組み込むべきことをもはや否定する者はいない。また将来の経済・産業構造を行政が提言することと、子供達の教育をそのことに向けて手段化することとは全く次元の異なる話である。どのような職業に就くかの選択はあくまで子供達の将来の選択に委ねられる。しかしその時に、村を立てうる職業群を選択肢として潤沢に準備しておくことは行政の責任であり、またいずれの選択にも耐えられる力を全ての子供のうちに育むことは、教育行政の責任である。

第二に予算配分である。過去、国政において「教育立国」を宣言することは、予算配分上のファースト・プライオリティ（第一優先費目）を教育とすることの宣言であった。多種多様の重要費目のなかで、その配分を断腸の思いで切り分けていかねばならない。その際の断腸の哲学として、東海村は既に「教育立村」を宣言した。一般行政および議会レベルでの、財政理念上の共通認識であり覚悟であることをどこかで綴る必要がある。

さて、基本計画は上述の理念に引き続き、住民が知るべき重要なデータを分かりやすく示している。示されているものは主として3種、すなわち教育予算、園児・児童生徒の推移、社会教育施設の利用状況である。これに加えて巻末には住民アンケート調査結果が掲載されており、計画立案の根拠として大変に示唆に富んでいる。

一般会計に占める教育予算の割合が、相対的に見て他の市町村よりも高く潤沢であること、またこれも他の市町村に比する場合の特徴と言えるが、小学校児童・中学校生徒数が増え続けていること、さらには、社会教育施設の利用状況が、いずれもその数と規模との適正さを同時に示すものとなっていることなど、総じてこれまでの教育行政が総体として良好なものであり、成果をなしていることがそれらのデータからわかる。行政に携わる方々の努力にやはり敬意を表しつつ、ここに加えて頂きたいデータをあげておきたい。

様々な事情や課題があると思われるが、その第一は学力指標である。「全国学力・学習状況調査」の全国平均と村のそれとの経年比較のみで良い。重要な説明責任事項であること以上に、全国の実践家や研究者の目を引いて、東海村の教育が伸ばすべき分野と改善すべき分野とを指定する知見を集約することが目的である。同様の趣旨により、問題行動・非行・少年犯罪に関わる数値、いじめの認知件数、不登校児童・生徒数といった数値を、やはりはっきりと住民に示した上で称賛や批判を仰ぐべきである。もし、どこかの行政文書にいずれも記され公表されていることであり、私の調査範囲がそこに及んでいないのであれば、住民に向けてすぐれて簡易な形で編纂された上述のプランにこそ、わかりやすい形で掲載していただくことを切に希望する。

次に、以上の理念および現況のもとに記された計画について、大まかではあるが総評を記し

たい。

生涯学習社会の実現という国際レベルの教育的悲願は、本村において実に秀逸なかたちでその実現が図られている。理念上もこの点を逸しておらず、具体的施策についても、特にコミュニティセンターや図書館といった社会教育施設の充実ぶりに目を見張るものがある。

また、「生涯学習」の概念が、「社会教育」のそれを包含する上位概念であるのと同様、「学校教育」および「家庭教育」の文脈も、東海村型の生涯学習社会構想のなかにしっかりと組み込まれている。学校—家庭—地域—社会の幾通りもの連携を図る教育施策は、この計画中で枚挙に暇がない。

唯一難点を挙げるとすれば、こうしたコンテンツやソフトに関わるのではなく、むしろハードウェアに関わることである。いわゆるハコモノ行政に関して、縦割りとなっている感が否めない。本村に限らず全国的にみられることであるが、例えばコミュニティセンターと学校とで人の流れが分断している。これまでの常識であったとはいえ、例えばこの間、調布市ではPFI方式*によって民間の活力を生かす形で、小学校建設に際して図書館とプールを併設し、抜群のコストパフォーマンスでソフトとハードが融合する複合施設を創り出した。この施設では、建物内の同じ通路を児童と市民、若者と高齢者が日常的に往来する。すなわち、人と人との交流を促す仕組みが、運営やコンテンツのみならず、建物そのものも担っているのである。学校の耐震化や建替事業にあつて、コンパクト・シティ*の発想やPFIといった行政手法を、今後ぜひ全国の施策から参酌していただきたいと願う。

2. 施策実施(Do)について

上述の計画に基づいて平成 23 年度中に実施された個別の事業については、管轄する各課の方々から資料の提示を受け、口頭で解説いただいた。すべての施策について詳細な評価をなす状況にないが、以下、特記すべきと思われる事項を抽出して所見を述べたい。

(1) 教育委員会活動について

教育委員会が当該年度中に扱ってきた議事の内容や、そこで提出された意見の骨子等についてまず確認した。議事録ベースで詳細に検討したわけではなく、この点に評価委員としては負い目もあるが、概ね村内の教育全般にわたって適切な審議が重ねられてきた印象をもったことは記しておきたい。今後、機会があれば議事録ベースで丁寧な検証を進めてゆくが、現状において指摘すべきと思われる点を 1 点あげたい。

委員会のメンバーシップについて再考を要する。様々な事情が重なっているとは言え、「元学校長」が過半数を占める現状は、教育委員会制度の趣旨に照らし改善を求めざるを得ない。「元学校長」の豊かな経験や知見は、現役世代が参照すべきものとして今後ますます重要度を増すことは間違いなく、貴重な教育資源である。しかし、この所謂プロフェッショナルリズムのみで教育委員会が染まるのは困る。いささか教科書的ではあるが、教育職員や、教育委員会事務局のスタッフが、各々の持ち分に精通したプロフェッションであればあるほど、少々の効率性は

犠牲にしても（つまりプロから見ればいかにもどかしくとも）、「素人統制」(layman control) の箍こそは断じてはめ込んでおくべきである。5名の委員のうち、「元学校長」をはじめとする現職経験者 1 名、教育事務に精通する者 1 名、そして保護者を代表する者 1 名を擁することは必須と考えるが、残りの 2 名枠については直接的な利害関係のない「善意の第三者」を充てることを今後の努力目標としていただきたい。

(2) 学校管理体制について

各学校に対する年 1 回の「計画訪問」に加え、年 2 回の「生徒指導訪問*」が随時実施されていることは注目に価する。これが例えば英国教育水準庁(OFSTED)のごとき「抜き打ち査察」(inspection)の様相を呈しているのか、あるいは学校現場に緊張感を与える類の訪問とは程遠いものなのかはさらに検証を進める必要があるが、仮に前者の様相であれば「行政と現場との信頼関係」を削がないことに注力していただきたいと願う。後者の様相であればもっともっと緊張感のある指導訪問をお願いしたい。いずれにせよ私がここに注目するのは、「いつ誰が来ようが胸をはってしっかり説明できる学校」が求められる時代にこれからますます突入するからである。村の学校が、「訪問のための事前準備」なくして外部のいかなる目にも耐えられるような、真の意味での「開かれた学校」となるべきことの共通認識を、行政と学校現場の双方に求めたい。

(3) 教育職員等の人員配置について

「小学校 1 年生 30 人学級」、「NLT」、「スタディ・サポーター」など、村独自の人員配置策や村費負担施策が果敢に進められていることは心強い。「人手の充実」が全国的にみて喫緊の課題であることは言うまでもなく、この方面で人員の層を厚くし広くしてゆく施策は可能な限り推し進めるべきである。ただし、人件費との関連で見て、それが許されるのは「対費用効果」が明らかな場合のみである。児童・生徒や保護者の主観に照らした効果性指標（アンケート調査等）と、読書時間増や学力向上といった客観指標の双方を用いて、効果性の検証を同時に進めてゆくことが今後の課題として指摘できる。またもし、それらの検証によって明確に効果性が確認できる場合、その営みは全国の教育に示唆を与える「東海村モデル」ともなる。効果性が明確でない人員配置策は思い切って切り落とし、新たな仮説に基づく人員配置に果敢に振り替えてゆくアクティブな人事行政を期待する。

(4) 教育職員の負担軽減について

以上のことと関連するが、「勤務時間調査」や「全教職員へのPCレンタル」等、教育職員の負担軽減策が同時に進められていることは大変に評価できる。学校の先生が、読書であれスポーツであれ旅行であれ、自身の人生そのものをより豊かに、潤いのあるものとするために、様々な趣味趣向に興じることのできる精神的・時間的なゆとりをもつこと。これは何より彼らに関わる子供達にとって重要であるとの認識を、我々は北欧をはじめとする諸外国に学んで敷衍*する必要はある。先生が元気でなくて、子供が元気になる道理はない。ただし、この方面にお

いても民意の賛同を得るためには、その「効果性」こそが肝となる。「教育職員の負担を軽減する」との行動計画を明らかにするなら、例えば上述のような理念と覚悟とを同時に説明してゆく必要がある。そうしなくては、「学校の先生はただでさえ休みがいっぱいあるのに、益々その待遇を厚くするのか」といった既に生じてしまっている大きな誤解を助長しかねない。教育職員の負担軽減が「子供のため」に他ならないことを、様々なところでしっかりと綴り、言葉を尽くして説明してほしい。またその基礎資料として、「勤務時間調査」の結果は広く公表すべきである。

(5) 保護者の経済的負担軽減策について

「就学支援」や「ヘルメット購入助成」といった保護者の経済的負担軽減についても、かなりの予算が割り当てられ、総体的に見て潤沢と思われる。これらの施策が実行可能であるうちは、その恩恵が全ての人々にゆきわたるよう継続していただきたい。そして言うまでもなく、行政の課題は今後、「富の分配」から「負担の分配」へと転じてゆく。補助や支援サービスを受ける条件として、やはり「所得上限」の一語を数えることが不可避な情勢となってゆく。その場合、各家庭や個人の所得を見積もる算定テクノロジーの開発が極めて直接的な課題となることはもちろん（確認したところでは、未だこの点も充分ではない）、より難しいのは、その算定手法が誰にとっても説得力をもつための哲学を、いかに構築するか、そしていかに村民が納得するかである。「有るものをバラまく」ことへの警鐘を聴かない者はもはやいない。しかしこのことを、「ヘルメットが全員に支給される」ことと結び付けて考える者もまだまだ少ない。子供の命と予算の多寡とを天秤にかけることは絶対にできないが、誰がそれを自費で買い、誰がそれを村費によって支給されるべきかの行政哲学は、天秤の哲学でもある。次のステップに向けて着実な準備を望みたい。

(6) 個々の学校の取組みについて

個々の学校における教育活動は、私自身の専門分野でもあり、今後細部にわたって注目したいと思われる施策が数々実施されているが、ここではそのうち「マイスクール推進事業」について述べたい。一般論として、「特色ある学校づくり」と「教育の機会均等」とは理念上、激しく抵触する。この抵触を緩和する術はひとつしかない。各々の学校が異なる取組みをもって特色を打ち出しながら、その特色のどれもが価値的に等価であることを証明し続けることである。村内の学校は、すべて特色を有しつつ、すべて「満足」されなければならない。繰り返しとなるがその意味で、各校独自の取組みに対する子供・保護者の「満足度」が適切に表明される仕組みがまず必要である。

また、「特色」を出そうとするなら「競い合い」は避けて通れない。競い合うなら、すべての学校が Win - Win となることを本気で目指してみるべきだ。幸い、どの事業タイトルも当該校がおかれた地域の実状や強みに即し、活力をもって展開されているとのことである。ピオトープの創生など、ポンと手を打ちたい活動や琴線に触れる活動も多い。今後、直に確認してみたいことも多いが、各校の活力に濃淡、グラデーションが生じないよう、どの学校も全力で進め

ていただきたい。

(7) 幼保一元化（一体化）について

ワーキンググループが組織され、平成23年度中は16回の会議を開催したという。検討が継続している只中であるので評価は控えるが、その結論がいかなるものとなるかはこれからの若い人々の利害と直結する。大いに注目したい。

(8) いじめ・不登校への対応、スクールカウンセラーについて

「学区内生徒指導協議会^{*}」の開催や「いじめ調査・不登校援助報告」等、早期発見・早期対応に努めている。「教育支援センター（心の居場所づくり推進事業）」も10月に開所、スクールカウンセラーも全小・中学校に配置されており充実している。やはりこれまで述べてきたことと共通して、それらの施策がどのような成果を挙げてゆくのか、今後の検証が施策との両輪として不可欠である。特にスクールカウンセラーについては、どこまで増やしても増やし過ぎることのない施策のひとつだが、相談件数との関連で今後とも過不足の見積もりを丁寧に進め、適切な人員配置を望みたい。

と同時に、この点に関して説明を受けた席上で、英国をはじめとする「メンター（心の友）」の活用事例を紹介させていただいた。児童・生徒の中にはカウンセリングを必要とする者も多数いるが、専門家によるカウンセリングとまではいかなくとも心の悩みを抱える者がたくさんいる。否、自らカウンセラーと面談しようとしぬ者のほぼすべてが、実際には心の悩みを抱えており、またそれが自然な発達課題であると言っても良い。その場合、かれ彼女らにとって必要なのは、何気ない話でも気軽に聞いてくれる友達のような存在が筆頭、しかし悩みの大半が「友人関係」に関わる現状に鑑みて、より有効と思われるのは「近所のお兄ちゃん・お姉ちゃん」の類である。英国の学校で大量に闊歩^{カッパ}している「メンター」は、その大半が教員志望の大学生、また残りの半分程度は地域のボランティアであるが、この人々はたんに「気軽に話を聞いてくれる存在」として学校をウロウロしているだけだ。しかしこのことが、実に多くの問題を未然に防いでいると言われる。身許の確かさについては事前にチェックする必要があるとして、学校空間に多くの大人たちが入り混じっていることの意義は大きい。しかも出来れば子供達と年齢の近い「若い大人」がたくさんいるのが良い。「若くない大人」がこれに次ぐ程度にいるのがより良く、「年寄」が日常的に廊下を闊歩するなら最上である。スクールカウンセラーの活用とともに、教員やスクールカウンセラーが掬いきれない領域へのテコ入れとして、是非ともご一考いただければと思う。

(9) 学校給食について

「地産地消」の大命題が、現状、絵に描いた餅になっているという。特に「安定供給」との両立が難しい。しかし、自校調理方式を守っている現状は、食育のバリエーションを様々な広げ得る絶好のアドバンテージ^{*}であるだけに、何とも惜しい。「地元食材の安定供給」という極めて難しい模索を、それでもしつこく続けていただきたい。

(10) 子どもたちの安全確保について

「幼・小・中防犯カメラ設置」の総数が60箇所(13施設)にわたっていることは大変評価できる。子供の安全に対する脅威への抑止力としても、着々と増やしていただきたい。これとあわせて、肖像権やプライバシー侵害の問題をどのようにかわしてゆくのかの説明も、万全な形で整えていただくことを願う。

「携帯メール配信システム^{*}」も有効性の高い施策である。利用頻度の数値を見ても確実な実績を挙げており、何よりこれも「脅威の未然防止」という点で、数値に現われないところで実績をなしていることが充分推測される。「情報の伝達スピードによる安全確保」、「情報のネットワークによる安全確保」の双方の観点から、今後ともシステムの洗練化を推し進めていただきたい。

(11) 社会教育について

「生涯学習ボランティアバンク」事業において、評価時現在61名の方々の登録があり、地域の貴重な人的資源を発掘・活用するために意義のある事業として今後も注目される。図書館やコミュニティセンター等の活動が空洞化することなく、市民生活に着実に根付くかたちで機能していることや、今後の所謂「ハコモノ行政」については課題のあること等は、冒頭でも指摘した通りである。

3. 自己評価(See)について

今後、冒頭に述べたPDSCサイクル(計画→実施→自己評価→第三者評価(→公表))は、いかなる教育行政組織においても機能させなくてはならない。この観点から、村の評価体制について1点のみ苦言を呈したい。

計画と実施に観るべきものが多数あり、すぐれた特色も多く見受けられる現状において、これまで繰り返し述べたように、その評価をどのように行ない、次のサイクルへと反映させてゆくかが、この東海村の教育行政にとっても大きな課題のままとなっていることをまず指摘しておきたい。その場合、具体的に重要となるのは、各事業を管轄する各部署が、計画の中に事前に評価の指標や手法を織り込み、その計画通りに評価を実施することである。その場合、どのような数値が出ればその事業を成功と見なし、どのような数値を下回ればその事業から撤退するかという「出口戦略」も、予め計画立案者自身が基本計画の中に盛り込んでおくことが肝要である。「第三者の目による評価」が華々しく叫ばれる昨今、事柄の本質として重要なのはむしろ「自己評価」の洗練度である。今回、各々の事業の「自己評価」のフォーマットが準備されていることについては確認できたが、各々の項目が白紙状態のタイミングで我々の出番となった。委員2名の共通見解だが、我々第三者が評価すべきは、当事者自身による自己評価の内容と、各事業の実態との整合性または齟齬である。初年度ということもあって致し方ないものの、

次年度以降の評価に際しては、計画立案と推進を担っている各部署が、「うまく行っている!」と誇れるもの、「まずい展開だ!」と焦っているもの、その双方を明確にした上で我々をお招きいただきたい。特に前者、つまり「東海村の教育の誇るべきところ」は、第三者の目で見たくさんある。来年度は、当事者自身がまずそのことを大いに誇ってほしい。

用語説明一覧

頁	用語	説明
1	東海村第5次総合計画	総合的かつ計画的な自治体運営を図ること等を目的として定められた、東海村における最上位の計画。
1	叡智（えいち）	すくれてさといち系（ちえ）。 【「大漢和辞典」諸橋轍次編著 大修館書店出版】
1	東海村教育振興基本計画（とうかい教育プラン2020）	平成18年12月に改正された教育基本法の規定に基づき、東海村の地域性と実情に即し、地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な事項をまとめた東海村教育委員会の個別計画。
1	教育委員会	各都道府県と市区町村に置かれる合議制の執行機関。教育基本法の趣旨に則り、教育の機会均等、教育水準の維持向上および地域の実情に応じた教育の振興を図られるよう、政治的中立と安定性の確保が強く要請されるため、地方公共団体の長から独立した行政機関として設置されている。
1	事務事業評価	事務事業を改善する継続的な仕組みとして、東海村で平成14年度から実施している取り組み。行政が行う様々な活動の結果を数値により明らかにした上で、「妥当性」「成果」「効率性」の3つの視点から評価する。
2	イマージョン教育	バイリンガル教育の一手法で、第二言語で算数・理科・社会・芸術等の一般教科を学び、自然な形で英語を習得する。主な目的は、英語を学びながら自分の意見を持った国際人を育成すること。
3	社会教育施設	東海村教育委員会が管理する施設には、東海文化センターや総合体育館、東海駅コミュニティ施設、東海村テニスコート、東海スイミングプラザ、久慈川河川敷運動場、東海南中学校夜間照明グラウンドがある。
3	耐震化	強い地震でも建物が倒壊・損壊しないように補強すること。または、そのような構造に造りかえること。
4	教育研究会	村立幼稚園、小・中学校の教職員で組織し、教育活動及び現場指導の向上を図ることを目的とし、教育に関する事業や実践研究等を行う。
4	指定校変更制度	保護者の意向や子どもの状況等の理由で、保護者が申し立てを行い、教育委員会が相当と認めた場合、指定学区以外への就学を認める制度。
4	小1プロブレム	小学校入学後の子どもが集団生活になじめず、授業中に騒いだり、席を立ったりして授業が成立しない問題。1990年代から深刻化、社会問題となっている。
4	OJT機能	On the Job Training の略称で、実務経験を積むことで資質向上を図る指導法。学校では、管理職やベテラン教師が若手教員を育成することを指す。
4	学校運営推進委員会	幼稚園教育・学校教育の諸課題について協議する委員会として、平成16年度から組織されている。

頁	用語	説明
4	就園・就学奨励費補助	就園に係る保育料や就学に係る学用品費、給食費等を対象とし、保護者の経済的負担を軽減するための補助。
4	奨学金	向学心旺盛でありながら経済的理由によって修学が困難な方に対し、村から「修学資金」と「入学準備金」を奨学金として貸与するもの。学業成績や家庭の経済状況等、貸与には一定の要件がある。
4	小・中学生各種大会派遣費補助	村内小・中学校の各種部活動において、東関東大会以上への派遣費用の一部を補助する。交通費・宿泊費・楽器運搬費が対象となる。
4	発達支援センター	発達に何らかのつまずきが考えられる子ども・保護者に対して、通所や巡回、電話による相談、カウンセリング、指導などの支援を行う。
4	幼稚園介助員	村立幼稚園に在籍する幼児のうち、障がい等により配慮を要する幼児の幼稚園活動における介助および課外活動への引率等を行う臨時職員。
4	生活指導員	障がいのある児童生徒が、自己の持つ能力や可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加できるよう、担任とチームを組んで個に応じた指導を行うために配置された臨時職員。
5	エンジョイ・サマースクール	夏休み期間中、学校・団体・企業等が設定した学習プログラム（教科学習、文化・スポーツ、市民生活・社会参加、職業の理解・体験・選択等に関するもの）を小学生が受講する講座。
5	スタディ・サポーター	個に応じた指導等の学習効果を上げるために、担任や教科担任とのチーム・ティーチングによる指導や児童生徒への学習サポートを行う、村独自の学習指導職員（非常勤職員）。
5	教科特別指導員	小中学校を巡回指導して学習の支援や教育の技術支援を行う、専門的な技術を持った非常勤職員。ICTサポーター（情報指導員）、サイエンスサポーター（情報科学指導員）、音楽指導員（情操教育指導員）、美術指導員（情操教育指導員）各1名ずついる。
5	チーム・ティーチング	児童生徒に対してきめ細かな指導を行うため、複数の教員がチームを組んで行う授業形態のこと。
5	学校図書館指導員	児童生徒の日常生活における読書活動を推進するとともに、学校図書館の活用を促進するため、図書館の企画運営や資料整理、読書会などを行う非常勤職員。東海村では、小中学校全校に配置している。
5	全国学力・学習状況調査	文部科学省が主催する、全国的に子どもたちの学力・学習状況を把握するための調査。対象は小学6年生と中学3年生で、国語と算数・数学の2教科のテスト及び学習・生活状況アンケートからなる。平成19年度より実施されている。
5	オープン・サマースクール	エンジョイ・サマースクールの一つの講座として開催。小・中連携の一環として、各中学校区の小学6年生を対象に、中学校の授業体験等を行う。

頁	用語	説明
5	キャリア教育	児童生徒一人ひとりの社会的・職業的な自立に向けて、その基盤となる様々な能力や態度を育てることで、一人ひとりが過去・現在・将来の自分を見つめ、社会の中で果たす役割や生き方を展望し、実現することを目指した教育。
5	マイスクール推進事業	学校自らが主体となり、児童生徒の実態や地域の実情に即した教育活動を企画・立案・実行し、児童生徒が楽しく生き生きと学び、特色ある、そして活力ある学校として、保護者や地域住民から信頼される学校をめざす取り組み。
5	NLT（外国語指導講師）	Native Language Teacher（ネイティブ・ランゲージ・ティーチャー）の略称で、英語を母国語とする外国語指導講師をいう。東海村では小・中学校全校に配置している。小学校では外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しみ、中学校では聞く・話す・読む・書く等の基礎を養い、コミュニケーション能力を育成することを目的としている。
6	心の居場所づくり推進相談員	教育支援センター「たんぽぽくらぶ」を拠点とし、不登校や不応にあり小・中学生やその保護者との相談・支援に携わる非常勤職員。
6	計画訪問	指導室が行う計画的な訪問。幼稚園及び小・中学校の経営全般にわたる状況把握、教育課程、保育・学習指導、課題の解決に向けた指導助言や研究協議等を行い、教育水準の向上に資する。
6	要請訪問	幼稚園及び小・中学校からの要請により、指導室等が訪問して指導助言を行い、課題の解決を図る。
6	研究指定園	茨城県教育委員会及び東海村教育委員会等に指定された幼稚園教育研究推進校。幼児の発達に即した教育課程の編成、指導法等について研究を行う。
6	預かり保育	幼稚園に在籍する4・5歳児で、家族の通院・介護、学校及び地域の会合への参加等の理由により、教育課程に係る教育時間後から午後5時までの時間内で幼児を保育する。
6	幼保一体化（一元化）	村立幼稚園及び保育所が互いの教育・保育の良いところを生かし、家庭・社会のニーズに対応しながら、その両方の役割を果たすことができるような、新しい仕組みの保育と幼児教育。
7	全国体力・運動能力、運動習慣等調査（全国体力テスト）	日本全国の小学5年生、中学2年生全員を対象として行われるスポーツテスト。実技調査（握力・上体起こし・長座体前屈・反復横跳び・20mシャトルラン・50m走・立ち幅跳び・ソフトボール投げ）と生活習慣や食習慣、運動習慣等を調査する。A～Eの5段階評価のうち、上位者（A及びB）が全体に占める割合55%を目標値として設定している。
7	青少年カウンセラー	小学校以下の子どもから高校生、それ以上の青少年、並びにそれぞれの保護者等、相談対象を幅広く設定し、中央公民館において週1回の面接相談を行っている。

頁	用語	説明
8	家庭教育学級	各幼稚園において実施している家庭教育に関する講演会や研修会のこと。
8	家庭教育	子どもが健全な身体と人格に育つように援助する家庭の営みをいう。家庭における教育機能の低下が問題となっていることを背景に、教育基本法第10条に新たに規定された。
8	「のびのびと正しく、瞳かがやく青少年を育てるまち」宣言（青少年宣言）	平成12年6月20日に制定された、東海村における青少年育成の宣言。「青少年自らが豊かな人間性を養い、未来への夢や目標を抱き、世界の中で信頼される人間となるため、村民一人ひとりが、新しい時代の東海村を担い、支える青少年を応援し、関係機関・団体と力を合わせ、「独立自尊」の気概に満ちたチャレンジ精神の育つまちづくりを強力に推進することは大きな使命である」
8	ノーテレビ運動	乳幼児・児童生徒が長時間のテレビ視聴やテレビゲーム等のメディア漬けの現状であることから、メディア機器から離れて親子の会話や体験活動、地域活動を通して「思いやり」のある子を育成する。
8	青少年育成東海村民会議	村民が一体となって強力な運動を展開し、次代を担う青少年の健全な育成を図ることを目的として、本部および6支部が各種事業を実施している。
8	東海村子ども読書活動推進計画	国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」や県の「いばらき子ども読書活動推進計画」を踏まえ、「すべての子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう」な環境の整備を、総合的かつ計画的に推進するための計画。
12	スポーツ推進委員	市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、事業の実施に係る連絡調整、並びに住民に対する実技指導、その他スポーツに関する指導・助言を行う非常勤職員。平成23年8月に従前のスポーツ振興法が改正され、新たにスポーツ基本法が制定されたことにより、これまでの体育指導委員から改称された。
12	総合型地域スポーツクラブ	地域住民の自主的、自立的な運営による多種目、多世代型で、かつ地域交流の拠点としても誰もが参加できるスポーツクラブのこと。村では、平成18年度に東海村総合型地域スポーツクラブ「スマイルTOKAI」が設立された。
12	ランニングコスト	建物等の維持管理のために定期的・継続的にかかる費用。学校においては、光熱水費・修繕料・電気料・保守点検料等が該当する。
13	（仮称）東海村生涯学習センター	世代や性別、国籍等にかかわらず、知識の共有と新たな人との出会いにより、相互に理解しあい、多様性を受け入れることができる社会の形成を目指し、学習機会の充実と多様な住民ニーズに対応できるよう学習・交流・創造・情報発信などの拠点として計画された社会教育の複合施設。
	図書館協議会	図書館法第14条の規定に基づき設置される組織。図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕について館長に対して意見を述べる機関。
16	プライオリティ	Priority 優先順位、優先順、優先権の意味。

頁	用語	説明
17	PFI方式	Private Finance Initiative (プライベート・ファイナンス・イニシアティブ) の略称。公共施設等の建設、維持管理、運営等を、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法。
17	コンパクト・シティ	生活に必要な諸機能が近接した、効率的で持続可能な都市、もしくはそれを目指した都市政策のこと。
17	生徒指導訪問	指導室が小・中学校を訪問し、生徒指導に関わる教育課題について指導助言を行う。
17	敷衍 (ふえん)	趣旨が徹底するように説明を加えること。【新明解国語辞典】
18	学区内生徒指導協議会	中学校区ごとに小・中学校の生徒指導主事が集まり、児童生徒に関わる生徒指導上の情報交換・協議等を行う。
18	アドバンテージ	好機、優位性の意味。
19	携帯メール配信システム	学校から保護者へ一斉に情報発信ができる、携帯電話のメール配信を利用したシステム。